

●新世界ジーンズ事件

知財高裁 令和 7 年 11 月 19 日		
令和 7(行ケ)10068 審決取消請求事件 (原審:拒絶査定不服審判)		
当事者	原告:ヤマネアトカンパニー(株) 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願商標の結合が「新」「世界ジーンズ」となるとは考えにくく、「〇〇ジーンズ」と称するジーンズ(デニム)が広く展開されている実情から「ジーンズ」の部分は印象や記憶に残りにくいなどとして、本願商標の要部を「新世界」の文字部分とし、引用商標とは類似すると判断された。
対象 商標等	本願商標 新世界ジーンズ (標準文字) 第 25 類「ジーンズ製被服」 引用商標 新世界	コメント: 拒絶査定と審決で異なる「新世界」の意味を認定していた点につき、本件審決は本件拒絶査定と異なる拒絶の理由を発見し、それに基づき判断をしたものではなく、辞書等の記載も踏まえて字義に基づき観念について認定をしたものに過ぎないため手続違背はない、とも判断されている。
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	

●あおば皮フ科クリニック事件

知財高裁 令和 7 年 12 月 17 日		
令和 7(行ケ)10072 審決取消請求事件 (原審:無効審判)		
当事者	原告:医療法人社団みなとあおば 被告:Y	判決要旨: 本件商標の「あおば」は「青葉」と理解されるが、「緑色の」などの意味、姓氏、地名のいずれか明らかでなく、「あおば」はありふれた氏・名称とも認められない(3 条 1 項 4 号)。「あおば」は医業と密接な結びつきを持つ語とは認められず、前記いずれの意味で用いられるとしても出所識別機能を有する(同 6 号)、使用商標(「あおば皮膚科クリニック」「あおばクリニック」等)は証拠によっては需要者に広く認識されていたと認めることはできない(4 条 1 項 10 号)、本件商標と各引用商標とは、外観、称呼、観念いずれについても類似せず、各引用商標の略称が「アオバクリニック」であるとの原告の主張も、医療機関の略称として診療科名を含まないものが一般的に用いられるとは解されない(同 11 号)などとして、本件商標に無効理由は認められなかった。
対象 商標等	本件商標 あおば皮フ科クリニック (標準文字) 第 44 類「医業」 引用商標 1.  青葉こころのクリニック 2. 横浜青葉デンタルクリニック (標準文字)	コメント: 3 条 1 項 6 号、4 条 1 項 11 号の判断において、本件商標の診療科名(「皮フ科」)の部分は商標の構成要素としてそれなりに評価されている。
結論	識別力あり(商標法 3 条 1 項 4・6 号) 周知性なし・非類似(商標法 4 条 1 項 10・11 号)	

●COSME MUSEUM 事件

知財高裁 令和 7 年 11 月 17 日		
令和 6(行ケ)10104 審決取消請求事件 (原審:無効審判)		
当事者	原告:㈱桃谷順天館 被告:㈱CEL-ENA	判決要旨: 本件商標の「COSME」は「Cosmetic」の略と一般に認識されるにもかかわらず、「COSME」と「Cosmetic」が混同等を生ずることなく使用されている取引の実情を認めるに足る証拠はない、両者は語感が大きく異なることはなく、構成音数の相違も大きなものではない、両者の外観、称呼は異なるものではあるが相違は大きいものではなく、観念(「化粧品博物館」)の同一性を凌駕するものではない、などとしてそれぞれ類似商標と判断された。
対象商標等	本件商標 COSME MUSEUM 第 35 類「化粧品の小売」ほか 引用商標 Cosmetic Museum (標準文字) 第 3 類「化粧品」ほか	コメント: 特許庁の審決が覆されたケースである。実務上はこうした判断に重要性があるのではないだろうか。
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	

●ゴミサー事件

知財高裁 令和 7 年 12 月 1 日		
令和 6(行ケ)10056 審決取消請求事件 (原審:無効審判)		
当事者	原告:㈱エイ・アイ・シー 被告:エスキー工機㈱	判決要旨: 引用指定商品と同じ第 7 類に属する建設機械について、その製造業者又は関連会社が販売とともに貸与(レンタル)も行っている取引の実情がある、機械に商標を使用する者がその機械の貸与も行っていることは特に意外とまではいえず、むしろ予想し得る範疇といえる、生ゴミ処理機の業界と建設機械の業界の間に相違点があるとしても、建設機械は引用指定商品と同じ第 7 類に属する商品であることからすれば、建設機械に関する取引の実情を考慮に入れることを不当とすることはできない、などとして本件指定役務と引用指定商品は類似するものと判断された。
対象商標等	本件商標 ゴミサー (標準文字) 第 40 類「生ゴミ処理機の貸与、化学機械器具の貸与」 引用商標 ゴミサー (標準文字) 第 7 類「生ゴミ処理機、液体肥料製造装置」	コメント: 特許庁の審決が覆されたケースである。「医療用機械器具の貸与」と「医療用機械器具」が類似するとされた似たような例がある(「AWG 治療」事件・本コンテンツ 2024 年 11 月分)。
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	

●ZOOM 事件

知財高裁 令和 7 年 11 月 26 日	
令和 6(行ケ)10111 審決取消請求事件 (原審:不使用取消審判)	
当事者	原告:ズーム・コミュニケーションズ・インコーポレイテッド 被告:(株)ズーム
対象商標等	本件商標  第 9 類「電子計算機用プログラム」ほか 使用商標 
結論	使用あり(商標法 50 条 1 項)
<p>判決要旨:</p> <p>被告は App Store プレビューのウェブページに使用商標を付し、使用商品 (iPhone・iPad 用の電子メール送信用アプリ) に関する広告 (2 条 3 項 8 号) を内容とする情報を掲載していた、また使用商標において、文字部分 (「ZOOM」) は分離して観察することが取引上不自然と思われるほど不可分的に結合しているものとは認められず、本件商標とは社会通念上同一の商標であるとして、本件指定商品 (インターネット及びその他の通信ネットワークのユーザー間の通信用の電子計算機用プログラム) についての使用が認められた。</p> <p>コメント:</p> <p>同じ当事者間で取消対象を別の「電子計算機用プログラム」とする事件 (令和 6 行(ケ)10112~5) があるが、結論は本件と同様である。なお、そのうちの 2 件では、電子メールはメッセージをやり取りすることにより遠隔会議を行うことができるから、電子メール送信用アプリは「遠隔会議・・・用の電子計算機用プログラム」に該当する、との認定もなされている。</p>	

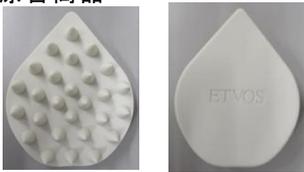
●千鳥屋事件

大阪地裁 令和 7 年 12 月 11 日	
令和 6(ワ)12861 不正競争行為差止等請求事件	
当事者	原告:(株)千鳥屋宗家 被告:(株)千鳥屋饅頭総本舗
対象商標等	本件商品等表示 「千鳥屋」 (菓子)
結論	商品等表示性なし(不競法 2 条 1 項 1 号)
<p>判決要旨:</p> <p>まず、原告はそもそもの事業の系譜が本件事業 (原告及び被告の事業の祖業に当たる饅頭等の製造販売業) に一体的に由来し、本件事業との連続性を営業上利用しているともいえ、原告が近畿地方を担当するなどの約束も、少なくとも被告が本件商品等表示を用いて菓子等の販売を行うことは法的には排除されないものとされていたことから、本件商品等表示は近畿地方においても原告及び被告の祖業である本件事業、ないし被告を含む本件事業から生じた事業の総体を示すものとして需要者に認識されることが多分にあるとされた。</p> <p>その上で、本件商品等表示は、近畿地方においても本件事業ないし本件事業に由来する被告の事業と区分された、専ら原告の商品等表示として機能するものとは認め難いと判断された。</p> <p>コメント:</p> <p>本件商品等表示が、原告にのみ帰属するものとは認め難いということである。</p>	

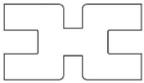
●Orbic 事件

東京地裁 令和 7 年 11 月 261 日		
令和 5(ワ)70731 不正競争行為差止等請求事件		
当事者	原告: (株)オービック 被告: Japan Orbic 合同会社	判決要旨: まず、原告の経営状況、宣伝広告の回数・内容等に照らせば、原告は基幹業務システム及びソフトウェアに関連する事業を広く展開する会社として全国的にその社名を広く認識され、広告宣伝等において「オービック」の文字を継続的に使用していたことも併せ考えると、原告表示は全国の需要者の間で広く認識されるに至っていた、と判断された。 その上で、被告標章は同一の称呼を生じるなどとして原告表示と類似とされ、これを被告商品等(スマートフォン、コンピュータソフトウェア等)に付せば、被告商品等の販売・提供の主体が原告や原告と緊密な営業上の関係又は同一の表示の商品化事業を営むグループに属する関係が存する者であると誤信するおそれがあるといえる、として被告の行為は「混同を生じさせる行為」に当たると判断され、差止等の請求が認められた。
対象 商標等	原告表示 「オービック」 被告標章 1. Orbic ほか全 11 件	コメント: 「Orbic Cloud」などいくつかの表示についても差止等が認められたが、広く「ORBIC」「Orbic」の文字を含む標章・商号についてまでは原告の請求は認められなかった。
結論	侵害(不競法 2 条 1 項 1 号) ほか	

●頭皮マッサージブラシ事件

大阪地裁 令和 7 年 10 月 27 日		
令和 6(ワ)4369 不正競争行為差止等請求事件		
当事者	原告: (株)エトヴォス 被告: (株)日創プラス	判決要旨: まず、原告商品につき、需要者にとって最も目に着く視認方向は突起部が配された基盤部の片側表面全体で、少なくともこの方向からの視覚は需要者にとって特徴的なものであるといえる一方、被告商品は当該所定方向からの外観において原告商品と実質的に同一といえるほどに類似しているとされた。 そして、頭皮マッサージ用ブラシには多様な形態があるところ、原告商品の形態は水気の多い浴室のイメージと整合するしずく型を選択したことで商品が使われる場面や使われ方をわかりやすくし顧客誘引力を高めているといえ、原告商品と他の商品を区別する顕著な特徴を有するとされた。 さらに、原告商品は遅くとも令和 5 年頃には同種の手動式頭皮マッサージブラシ市場においてそれなりに高いシェアを有し、各種メディアで原告の名前とともに取り上げられ類似品の排除についても積極的に行っていた、などとして原告商品の形態は原告の商品等を表示するものとして広く認識されるに至っていたとされ、差止及び一部損害賠償の請求が認められた。
対象 商標等	原告商品  被告商品 	コメント: 被告は、複数の意匠・考案に基づき 原告商品形態の特徴はありふれたものであると主張したが、認められなかった。
結論	侵害(不競法 2 条 1 項 1 号) ほか	

●バーキンハンドバッグ事件

大阪地裁 令和 7 年 10 月 30 日		<p>判決要旨：</p> <p>原告標章 1 は、原告が製造販売するハンドバッグの商品表示として著名なものとなっている一方、被告商品 1 は、縫製方法や金具のデザイン等でわずかな相違点があったとしても、全体として観察すれば外観において原告標章に類似するから、被告が被告商品 1 を製造・販売した行為は不正競争行為に該当し、被告の同行為は(原告標章 1 に係る)原告商標権 1 をも侵害するとされた。</p> <p>また、被告商品 2 のサンダルには原告標章 2 と形状の類似した「H」字型デザインのアップー部材が用いられており、被告が被告商品 2 を製造・販売した行為は(原告標章 2 に係る)原告商標権 2 を侵害し、商品等表示として周知性を獲得したと認められる原告標章 2 に類似する標章が付された被告商品 2 を販売する同行為は不正競争にも当たると判断された。</p> <p>そして、ブランドイメージの毀損を含めた損害賠償の請求が一部認められた。</p> <p>コメント：</p> <p>ちなみに、原告標章 1 は商標法 3 条 2 項適用のうえ、立体商標として登録 (No.5438059) されたものである。</p>
令和 6(ワ)13384 損害賠償請求事件		
当事者	原告：エルメス アンテルナショナル 被告：FCT(株)	
対象 商標等	<p>原告標章</p> <p>1.  2. </p> <p>原告商品</p> <p>1.  2. </p> <p>被告商品</p> <p>1.  2. </p>	
結論	侵害(不競法 2 条 1 項 1 号)ほか	